

第12期第1回福岡県個人情報保護審議会会議録

1 開催日時

平成26年5月15日（木） 午前10時00分から

2 開催場所

県庁行政棟10階特9会議室

3 出席者（五十音順）

相本倫子委員

石坂裕毅委員

岡本博志委員

小林登委員

櫻井幸一委員

竹田トシ子委員

原田憲正委員

溝田明美委員

森咲子委員

4 審査事項

- (1) 会長の選任について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 「個人情報保護審議会の運営について」の一部改正について
- (4) 部会の委員の指名について
- (5) 部会長の選任について
- (6) 部会長職務代理者の指名について
- (7) 個人情報を含む公文書の流出について
- (8) 不服申立部会の審査結果について
- (9) その他

5 会議の内容

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第12期第1回福岡県個人情報保護審議会を開催いたします。

私は、県民情報広報課情報公開係長の森久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日、会長選任までの間、進行を務めさせていただきます。

今回、委員の改選がございましたので、開会の前に飯田県政情報監から委嘱状を交付させていただきたいと思っております。お名前をお呼びしますので、委員の皆様はその場で御起立をお願いします。

相本倫子様。

辞令。相本倫子殿。福岡県個人情報保護審議会委員を委嘱します。平成26年5月1日、福岡県知事、小川洋。

よろしく申し上げます。

石坂裕毅様。

よろしく申し上げます。

岡本博志様。

よろしく申し上げます。

小林登様。

よろしく申し上げます。

櫻井幸一様。

よろしく申し上げます。

竹田トシ子様。

よろしく申し上げます。

原田憲正様。

よろしく申し上げます。

溝田明美様。

よろしく申し上げます。

森咲子様。

よろしく申し上げます。

開会に当たりまして、飯田県政情報監が御挨拶申し上げます。

改めまして、県政情報監の飯田と申します。本日はお忙しい中、9名の委員の皆様、全員御出席いただきましてどうもありがとうございます。課長が所用により挨拶できませんので、代わって御挨拶申し上げます。

昨年度の不服申立部会ですけれども、平成24年度末に諮問のありました案件1件につきまして棄却という答申をいただきましたが、それ以降につきましては新たな諮問案件は発生しておりません。

それから、全体会ですが、電子組織の結合によって個人情報を提供する場合の制限に対する例外事項といたしまして、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の方の個人情報につきまして、ホームページ上で県民に提供して良いという答申をいただいております。

それから、条例に基づきます個人情報の開示請求についてですが、これは平成24年度に初めて300件を突破しましたが、昨年度も大体同数の請求がっております。制度が県民の間に広く定着してきたのではないかと考えております。

昨年度は不服申立ての諮問案件は出ておりませんが、請求の増加に伴いまして不服申立ても増加しないように、引き続き適切な教示に努めてまいり所存でございます。

それから、最後になりますけれども、昨年度の全体会におきまして、いわゆる番号法という法律について概要を御説明申し上げます。この番号法につきましては、昨年の5月に可決、公布されております。県が保有しております個人情報につきましては、個人情報保護条例に基づいて取り扱ってきているところがございますが、この番号法の制定によりまして、特定個人情報という新たな個人情報が設けられまして、他の個人情報と

は違う特別な取扱いをする必要が出てきております。法の施行に向けまして、全庁的に、今、県でも作業をしておりますけれども、当審議会に関係のあるところで申し上げますと、個人情報保護条例の一部改正をはじめとしました諸規定の整備を行う必要がございます。それと後ほど説明いたしますが、今年度につきましては、特定個人情報の評価という事務がございますが、そこにこの審議会が関わっていくことになる予定でございます。

個人情報に番号を付けて管理するということにつきましては、国民の間に不信感とか不安感というのがまだあると思います。今後については、特定個人情報を含んだところの個人情報の取扱いに対しまして、県民からの厳しい目が向けられることになると思いますので、県としましても個人情報の保護体制をいま一度見直しまして、今後一層の研鑽に努めてまいり所存ですので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、御指導、御協力のほど賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして挨拶とさせていただきます。

本日は、第12期第1回目の会議でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元にお配りしております資料1、第12期福岡県個人情報保護審議会委員名簿を御覧ください。名簿の順に御紹介させていただきます。

西日本新聞社編集局編集センター記者、相本委員でございます。

【相本委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

九州工業大学情報工学部准教授、石坂委員でございます。

【石坂委員】

よろしくお願い致します。

【事務局】

弁護士の小林委員でございます。

【小林委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

九州大学大学院システム情報科学研究員教授、櫻井委員でございます。

【櫻井委員】

おはようございます。よろしくお願い致します。

【事務局】

北九州市立大学都市政策研究所長、岡本委員でございます。

【岡本委員】

よろしくお願い致します。

【事務局】

福岡県民生委員児童委員協議会評議員、竹田委員でございます。

【竹田委員】

よろしくお願い致します。

【事務局】

山九株式会社労政部人権啓発担当参与、原田委員でございます。

【原田委員】

おはようございます。原田でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】

コンピュータ教育社代表取締役社長、溝田委員でございます。

【溝田委員】

よろしく願いします。

【事務局】

咲ら化粧品代表取締役、森委員でございます。

【森委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

本日は、委員9人全員の方に御出席いただいております。福岡県個人情報保護審議会条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。また、会議は全て公開となっております。

本日は、傍聴者はいらっしゃいません。

次に、本日の会議に出席しております事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。それでは、県民情報広報課から。

事務局の渡邊と申します。よろしく願いします。

事務局の案浦と申します。よろしく願いします。

事務局の岸森と申します。よろしく願いします。

永島と申します。よろしく願いします。

中野と申します。よろしく願いします。

市町村支援課の野崎と申します。よろしく願いいたします。

同じく市町村支援課の服部と申します。よろしく願いします。

それでは、早速でございますが、議事、会長の選任についてに入りたいと存じます。福岡県個人情報保護審議会条例第52条第2項の規定によりまして、会長は委員の皆様のうちから互選することとなっております。

会長の選出について、御意見はございませんでしょうか。

【原田委員】

大変お忙しいと思うのですが、前期に続きまして、岡本先生にお願いしたいと思っております。

【事務局】

ありがとうございます。

ただいま原田委員から岡本委員を推薦するとの御意見がございました。御異存がなければ岡本委員に会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし

【事務局】

ありがとうございます。（拍手）

全会一致で岡本委員が会長に選任されました。

早速でございますが、岡本会長は会長席へお移りいただきますけれども、ちょっと準備がございます。少々お待ちください。

岡本会長には、一言お言葉を頂戴いたしまして、この後の議事の進行をよろしく願います。

【岡本会長】

ただいま会長になりました岡本でございます。既に紹介のとおり、北九州市にあります市立大学、今、独立行政法人化されていますが、その法学部で行政法を担当しております。

この審議会の委員になるときに、そもそも私、北九州だから、わざわざ福岡まで出ていくことはないだろうと言ったら、「いや、北九州からも他にも委員がいらっしやいます。県民であることには変わりありませんので、お引き受けください。」と言われて、ああ、しょうがないなということだったのですが、それから何年たったかなと思うのですが、前回まで会長をしていたということがあって、年齢の具合もあって無難なところかなというお話だろうと思います。

これから先、いろいろ会議があるかと思いますが、先ほどもらった辞令には任期が書いていないんですが、条例上確か2年ということだと思いますので、再任ありということでしょうか、当面、この2年間、務めることになりましたので、皆様、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、それでは会長の仕事ですが、議事の進行をいたします。お手元に本日の審議会の次第が配付されていると思いますが、会長の選任はもう終わりましたので、2番目、会長職務代理者の指名についてということです。

職務代理者の指名というのは、条例の第55条第4項の規定により会長が指名するとされておりまして、これは前期と同様かどうか、人は変わりましたが、前回、弁護士で委員を務めていた先生にお願いしたので、今期も同様に小林委員にお願いしたいと思いますがよろしいですか。

【全委員】

異議なし

【小林委員】

よろしくお願い致します。

【岡本会長】

では、そういうことでお願いいたします。

そうすると、次は3番目、「個人情報保護審議会の運営について」の一部改正でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

「個人情報保護審議会の運営について」の一部改正について御説明します。お手元の資料4の6ページから9ページにかけて新旧対照表、それから10ページから12ページにかけて新規程、それから13ページから17ページにかけて現行規程を添付しております。

まず、この規程の根拠でございますが、資料3、5ページを御覧ください。条例第65条「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」という規定により定められたものです。

次に、9ページを御覧ください。この「個人情報保護審議会の運営について」を一部改正する最大の理由は、平成25年5月24日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が成立しましたので、第二部会の所掌事務に番号法に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を追加することにあります。

それでは、番号法とは何かということになりますので、ここで番号法について簡単に御説明いたします。資料5、18ページから25ページを御覧ください。

番号法は、国民一人一人に対し付番された個人番号を活用するとともに、それらの保護を図るための法律です。個人番号により地方公共団体や国は、住民の情報をよりの確に把握することができるようになり、住民一人一人に合わせたきめ細かなサービスの提供や業務効率化が可能となります。

また、地方公共団体機関等において個人番号を用いたバックヤードでの情報連携を行うことで、住民が地方公共団体や国のサービスを受けるための手続の簡素化等も実現できるものと考えられております。

19ページの下段ですが、個人番号につきましては、原則として社会保障、税、災害対策の3分野において利用されることとされております。

このように個人番号を用いることにより、個人情報の集約、集積が容易となるため、国民負担の軽減、行政運営の効率化等の様々な効果を実現できることとなります。

しかし、その一方で個人番号はプライバシー権の侵害等を惹起する危険性をも有しております。21ページを御覧ください。そこで番号法では、個人番号等について厳格な保護措置を講じるため、一般法よりもさらに厳しい各種規制を設けております。その一つが、上の段、黒の四角にあります特定個人情報保護評価というものです。特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルー個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを言いますー、このファイルを保有する前に個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価することであり、評価結果に従って、その影響を軽減する措置を講じることで

す。その目的は2点ございます。1点目は、問題が生じた後に対応を行う事後対応ではなく、問題が生じる前に対応を行う事前対応を講じることです。2点目は、評価書を公表することで、地方公共団体が住民のプライバシー権保護に対してどのように取り組んでいるのか等を公に示し、これを通じて住民のプライバシー権保護に関する信頼を獲得することにあります。

21ページの下段のフロー図を御覧ください。地方公共団体は評価書を作成後、当該評価書を公示して、広く住民、その他の者の意見を求めることとされております。そして、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行った後に、個人情報保護審議会等の意見を聞くことが必要とされております。これがいわゆる第三者点検といわれるものでございます。この事務を第二部会の所掌事務とさせていただきたいということでございます。

次の22ページを御覧ください。第三者点検の目的ですが、評価実施機関が特定個人情報保護評価の内容を決定するに当たって、外部の有識者の意見を伺うことで、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保することになります。国が示しております点検方法は、22ページの下半分に記載しているとおりでございます。

恐縮ですが、もう一度、21ページに戻っていただきまして、下段を御覧ください。下段の上の枠囲いの中、黒い四角に条例の一部改正と書いてございます。番号法と福岡県個人情報保護条例の整合性を図るために、条例の一部改正をする必要が出てまいります。今年度後半以降、この条例の改正案についてもこの審議会で御審議いただきたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが番号法についての説明を終わります。

それでは、「個人情報保護審議会の運営について」の一部改正について、話を戻したいと思います。資料3、6ページを御覧ください。

1の不服申立てに関する審査手続についてです。新旧対照表を付けておりますけれども、これは実務上の取扱いに合わせて改正するものです。右側、現行の(4)、次のページの(5)につきましても、条例の第58条に意見陳述の規定があり、重複しておりますので削除するものでございます。

次に、7ページ、3会議の公開についてでございます。条例第63条の規定によりまして、不服申立てに係る調査及び審議の手続は非公開となっておりますけれども、個人情報保護制度の運営に関する審議は公開としております。ということで、本日の審議会、この会議も公開としておるところでございます。

現行規程には、会議の公開についての詳細な規定はございません。15ページから17ページを見ていただきますと、別途「個人情報保護審議会における会議の公開について」というものを定めまして、これに従って実施しているところです。これを新規程に盛り込むものでございます。

次に、8ページでございます。4議事録の作成についてです。これも実務上の取扱いに合わせて改正するものです。右側、現行の4(1)を御覧いただきますと、議事の要点を記した議事録としておりますけれども、現在も要点筆記ではなく、そのままテープ起こしをしております。実務上の取扱いに合わせて改正するものでございます。

次に、9ページでございます。6の部会についてでございます。先ほど御説明いたしましたように、第二部会の所掌事務に番号法に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を加えるほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次の7小委員会についても同様に所要の規定の整備を行うものです。

以上で事務局からの説明を終わります。

【岡本会長】

ということで、あれこれたくさんありましたので、皆さん、分かりにくいかもしれません。二三、補足いたします。要するに番号法というのは、正式には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という、ここにコピーがあるので、これ自体分厚いというのは別表が載っているからなのですが、これが平成25年、去年の5月に公布されまして、全面施行になるのは少し後だと思いますけれども、大体3年以内だということでございます。

当初、説明がありましたように、要するに番号を振ることによって個人情報が出だしにあるようないろいろな行政事務に関する運営の効率化を図りますと。そこで間違のないようにすることで、公正な給付と負担の確保を図りますというのが行政側にとっての目的で、個人の側にとっては、いろいろ資料を交付してもらって添付したりするという手間が省けるでしょうか、手続が簡単になるでしょうかということで、負担の軽減と利便性の向上を図るといった目的が書いてあります。どのくらい利便性が向上するのかわかるのは、住基ネットシステムのと時から問題ですけど。

法律では、そういうことで番号を使っているいろいろな行政活動を行いますということですけど、地方公共団体に関しましては、法律では福祉、保健その他の社会保障分野、いわゆる給付、地方税、防災事務その他条例で定めるものについて利用するという予定があります。

そこで、同時に個人情報の保護ということでは、住基ネットよりもっと厳しくなるかなということ、国の場合には、特定個人情報保護委員会というのを作って、システムの評価、あるいは改善等、運用指針を作成しなさいということになっておいて、法律では直接書いていませんけれど、そういうのを施行令で地方でもそういうシステムを準備しなさいということになって、県の場合にも対応しなければなりません。

一つには、今のこの審議会自体は、個人情報保護条例に基づいて存在しているんですが、住民基本台帳法上、住民基本台帳に関わる個人情報の保護について検討する組織としても位置付けられておいて、そのところでこの番号法が出てきたことによって、国でいう委員会と同様の業務を行うことになるであろうということで、関連した条例の改正等がそのうち必要になってきますので、お願いしますというのを覚悟しておいてくださいということのようです。

具体的にその作業がどうなるのかとか、我々の任期中にスタートするかどうかは分かりませんが、そういうことで住基ネットでの対応というのは、業務内容として第二部会でやっておりますので、今後、第二部会にその仕事が少し拡張された形で回ることになるでしょうねということですね。

いろいろ説明資料等もありますけれど、大ざっぱに言うと、そういうことでよかろうかと思えます。どうでしょうか、事務局。

【事務局】

それでございます。ありがとうございます。

【岡本会長】

ということで、私も現在のところ、それ以上、詳しい説明はできません。個別には事務局に問い合わせてください。

その他、何か今の件でお尋ねはございませんか。

【櫻井委員】

二つありまして、今回、この委員会名簿というのは、どこかに公開されるんですかね。

【事務局】

ホームページで公開することになります。

【櫻井委員】

それと、14ページの議事録作成に関してですが、「議事録は、会長が署名・押印し、

確定する」ということは、我々委員は議事録確認には関与しなくてもよろしいということですかね。

【事務局】

そうですね。委員さんからは署名はいただかないということにしております。

【櫻井委員】

確認も必要ない、しないのですか。

【岡本会長】

従来は、議事録案を作りまして、各委員さんにチェックしていただいて、何もなければそのまま確定するというもので、会長が、以前で言うと名前を書いて、判子を押していたのですが、今度は署名になったようです。判子はないということで。

【櫻井委員】

我々各委員は、議事録の確認に関与するのですか。

【岡本会長】

だから、確定の前に見てくださいと。

【櫻井委員】

そういうふうには、これは読めないの、何か補足した方が良くないかな。これだと我々は今、全く関与せずに、会長様だけが確認するように。議事録確認の件が曖昧だなと。直した方が良くないのですか。

【事務局】

事前に委員の皆様方には確定前の会議録案をお渡しし、気になるところがあれば、修正を申し出ていただく形になります。

【櫻井委員】

この議事録作成という文章そのものが、委員が関与していないようなので、これはよろしくないかなと思っているのです。我々も確認に関して責任があるんですよね。

【事務局】

そうですね。

【櫻井委員】

分かりました。では、そういうふうに。

【岡本会長】

特に、個別の委員の皆さんで言うと、いや、私の言った表現が正確ではないとかという場合がありますので、大体、テープ起こしでやっていますけれど、語尾が聞き取れなかったりとかいうこともあったりして、だから発言内容に間違いありませんねという確認はいたします。

【櫻井委員】

分かりました。

【岡本会長】

私も語尾を聞き間違えているんじゃないのとか、格好悪いから少し直してちょうだいなとか、お願いをしたことがあります。

よろしいですか、これは。

【全委員】

なし

【岡本会長】

では、差し当たり、運営についての一部改正自体は了承ということでよろしいですかね。よろしいですか。

【全委員】

異議なし

【岡本会長】

では、そのようにいたします。

引き続きまして4番目、部会の委員の指名について。要するに、今、申し上げましたこの審議会の構成及び運営は、第一部会と第二部会とに分かれておりまして、第一部会は個人情報の開示請求等があった場合に、例えば開示しないとか、あるいは部分的にしか開示しない等の決定をして、いや、それはおかしい、全部開示してくれ等の訴訟が起こり得るのですけれど、その前に不服申立てとして、簡易迅速な、裁判の前によく考え直してちょうだいということが来たときに、さあ、理由があるのでしょうかねという検討をするのが不服申立部会。

もう一つは、住基ネットに関してということで、こちらは事実上、会議を別個に開くことは、従来ほとんどなかったのですが、番号法に伴って、今後は審議とかが出てくるかもしれません。そういうことで、それぞれに部会を開いて、部会の決定をもって本審議会の決定とするという運用でございまして、それぞれの部会に分かれて所属していただくということでやっております。

そういう意味で、各部会の委員の指名をしなければならないということでございますが、これは個人情報保護条例の第55条第2項により会長が指名するということになっておりまして、事務局と打ち合わせの上、名簿を作っていました。名簿はもう配ってあるんですか。

【事務局】

ただいまからお配りします。

【岡本会長】

それで、○印の付いているところに所属してくださいということで、第一部会が相本委員、それから私、小林委員、竹田委員、原田委員、第二部会が石坂委員、私とそれから櫻井委員、溝田委員及び森委員という振り分けでございしますが、よろしいですかね。差し当たりそういうふういたします。

それから、その配属が決まったところで、今度は第一部会と第二部会の部会長を選任するというのが5番目の議題でございします。

部会長は、同じく個人情報保護条例第55条第3項の規定により、部会に属する委員のうちから互選するということになっておりますが、これも従来のとおり、私は両部会に入るといふこともありまして、第一部会の会長は、前回、弁護士の坂口さんをお願いしていたので、事柄の性質上、不服申立てですから弁護士さんをお願いするのが妥当だろうと思っておりますので推薦いたします。

第二部会については、仕事の具合が今後、増えるかも知れませんが、私が部会長ということだと思いますが、これは推薦でありまして、私、自ら推薦してしまったんで

ですが、互選ということになっておりますので、皆様方の御了承が得られればということでございますが、よろしいですか。

【全委員】

異議なし

【岡本会長】

では、そのように決めます。

では、続きまして今度は6部会長職務代理者の指名ということですが、これは条例第55条第5項の規定により部会長が指名するということでございます。

そこで、第一部会の部会長は、今、小林委員ということになりましたので、職務代理者の指名を小林委員にお願いいたします。

【小林委員】

私も今日初めて出席したのでよく分かりませんが、すみません、返すようで申しわけないのですが、岡本先生の方に職務代理者をお願いしたいと思います。

【岡本会長】

では、やっぱり法律家同士ということでしょうかないのでしょうか。

第二部会の職務代理者は私が指名しなければならないのですが、これは櫻井委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。

【櫻井委員】

はい、分かりました。

【岡本会長】

では、そのように決めます。

では、7番目、これは審議事項ではございませんが、個人情報を含む公文書の流出についてということで、この次第と対応策等について、事務局から説明と朗読をお願いいたします。

【事務局】

事務局の渡邊です。私の方から資料6、個人情報の流出事案について御報告させていただきます。昨年開催した個人情報保護審議会全体会以降に発生した事案について、御報告させていただきます。

本県では、昨年の9月以降、4件の個人情報の流出事案が発生しております。

まず1件目、団体指導課における流出事案です。内容としましては、(1)概要にありますとおり、団体指導課の職員が農協検査のために所属から個人情報を含む文書ファイルを持ち出しておりました、それを紛失してしまったという内容です。この紛失した文書ファイルの中には、施設利用料延滞者の氏名、金額、それから農協代表者の氏名、農協職員の氏名、それから監事の印影、組合長の顔写真等、全部で百数名の個人情報を紛失したという事案になります。個人情報のみならず、農協検査のときの指摘事項、農協運営に関する事業情報も紛失しております。

事件発生後ですけれども、団体指導課では、関係者に対して電話で謝罪を行ってまいりまして、再発防止に向けて、農林水産部内で個人情報の厳正な管理徹底を指示する部長通知が発出されております。

また、今後の再発防止に向けて、文書等を持ち出す際のチェック表を作成しまして、

常に点検を実施するような体制に努めているという報告を受けております。

続いて、25ページの2、消費生活センターで発生した個人情報の流出事案です。

内容は、消費生活センターで実施しております法律相談の相談者が持参した債権整理に関する資料を、センターの職員が誤って別の相談者に返却してしまったという事案になります。誤返却が発生しているのですけれども、その誤返却を受けた別の相談者の方が、受け取った書類について第三者に連絡してしまったという二次流出も発生しているものです。

この事案発生後、消費生活センターは、相談者、それから誤返却を受けた別の相談者、両方に対して謝罪をするとともに、その文書の回収を迅速に行いまして、本来の相談者に返却しております。

消費生活センターでは、再発防止の徹底に向けまして、法律相談に関するマニュアルの作成ですとか、個人情報の取扱いに関する職場研修を行って、職員の意識向上に努めるという報告を受けております。

続いて、3件目の事案は、委託先からのメールの誤送信によるものです。

大牟田高等技術専門校は、技術訓練を大牟田市のシルバー人材センターに委託しているのですけれども、訓練状況の報告のためにシルバー人材センターから大牟田技術専門校にメールを送信する際に、送信先の設定を誤ってグループ登録していた他のシルバー人材センターに一斉送信してしまったというものです。

流出した個人情報は、訓練生の氏名ですとか、訓練の実施時間、訓練への出席状況等、12名分の情報です。

大牟田高等技術専門校は、人材センターに対して、直ちに全送信先にメールの削除を依頼するとともに、外部流出の有無について確認するように指示を出しておりまして、個人情報の流出や、流用等は確認されていないということです。

大牟田高等技術専門校は、人材センターとともに、関係者に対して謝罪を行っております。

また、大牟田高等技術専門校から人材センターに対して、再発防止のための措置を講じるように指示を出しておりまして、人材センターからは、確認事項のアからエに書いておりますけれども、文書は原則手渡しですとか、メール送信する際はパスワード設定をすとか、昨年度もありましたけれども誤送信防止ソフトの導入も検討させるといったことを指示して、実際にそういった措置を講じるという報告を委託先から受けていると報告を受けております。

最後に、4件目の事案です。こちらは文書の誤配送が発生したものです。

概要です。福岡農林事務所の職員がアンケートの実施に当たり、管内の直売所に調査票を郵送するときに、封入ミスを行いまして、宛先と中身が異なったまま発送してしまったという内容です。

この中に含まれていた個人情報は、直売所代表者の氏名12名分、この他に直売所の前年度の販売実績等の事業情報が含まれていました。

福岡農林事務所は、誤配送の連絡を受けまして、直ちに文書の回収を行っております。関係者に対して謝罪を行うとともに、再発防止に向けて部内で個人情報の厳正な管理徹底の指示文書の発出等を行っております。

最後になりますけれども、5の我々事務局からの指導の状況を報告いたします。先ほど御説明しました団体指導課、それから消費生活センターの事案発生を受けまして、それぞれ通知文を発出しております。

28ページ、それから38ページにその際の通知文を付けております。両方とも事案としては個人情報を含む文書の紛失、それから法律相談に来た方の債権に関する情報の二次流出の被害も起きていますので、事態を重く受け止めまして、二度にわたって通知文を発出しています。

このときに本庁、それから出先機関の全職員に対して、個人情報の取扱いに対する自己点検を実施するようにしております、全所属から事務局宛に点検結果の報告を求めています。

点検結果の報告としましては、おおむね妥当な取扱いはできていると。あとは意識付けの問題であろうと思いますので、今後とも啓発に努めていきたいと思っております。

また、大牟田高等技術専門校の事案を受けまして、委託先の監督体制の強化にも努めるようにということで、40ページに付けておりますが委託先監督の強化、徹底のため、通知文を発出しております。

最後になりますけれども、こういった流出事案が発生した所属については、毎年実施しております、個人情報の管理状況に関する監査において、対象所属として改めて個人情報の管理徹底について、監査、指導を行うことにしています。

説明は以上です。

【岡本会長】

ということで、4件ございましたという内容を説明していただきましたが、何かお尋ねの点等、あるいは御意見等ございませんか。

対策を見ますと、何かますます面倒になりつつあるのかなという気もして、そちらの方が心配なのですが、元の部分がきちんとしていなかったからこういうことが起こったということで、改めてきちんとしてしまおうという報告のように伺いましたが、実際の運用について、なかなか全部局、出先まで含めて完璧ということでもないのかも知れません。

何か御意見ないし質問はございませんか。

【全委員】

なし

【岡本会長】

それでは、この報告については以上としておくことにいたしましょう。

では、8番目です。不服申立部会の審査結果について。これは冒頭で説明がありましたけれども、最後のページに審査結果についてというのがございます。表を見ていただきたいということでしょうけれど、事務局の方から追加的な説明がございましたらお願いします。

【事務局】

事務局の案浦です。よろしくお願いいたします。

では、42ページの資料7を説明させていただきます。

まず、平成25年度の個人情報の開示請求ですが、322件ございまして、その請求の内訳は御覧の表のとおりになります。個人情報の開示請求というのは、県の個人情報保護条例に基づいて請求者御自身の情報を開示請求していただく制度ですが、その決定内容について、不服申立てがあり、実施機関が審議会に諮問した場合に、この審議会の不服申立部会を開くことになります。

平成25年度におきましては、不服申立案件がございませんでしたので、その御報告ということになります。

説明は以上となります。

【岡本会長】

これについて何かお尋ね、御意見等ございませんか。

私の方から意見があるのですが、件数としてはこれだけですよということはこの表から見えますけれど、例えば部分開示にとどまった、あるいは非開示であったものについては、条例のどこに該当したというぐらいは分かる程度に書いてもらわないと、あまり意味がないのではないかなという気がするんですけどね。おそらく典型的な非開示事由該当ということなのでしょうけれど。そのくらい親切であった方が良いような気がします。今後検討してください。

【事務局】

はい。

【岡本会長】

では、他の委員からは何かお尋ね等はございませんか。

【石坂委員】

この表の横を足しても合計のところと合わないのはどういう意味なのですか。

【事務局】

すみません、そこは計算の記入ミスということで、保健医療介護部のところは38が正解になっていました。あとは……。

【岡本会長】

38というのは、37ですか。

【事務局】

上から2段目の37と書かれているところが、正しくは38になっています。

【岡本会長】

合計数は合うのですか。

【事務局】

合計数はこのとおりですが、他にも修正しなければいけないところがありまして。

【森委員】

農林水産部と県土整備部も。

【溝田委員】

何かいっぱいありますよ。

【事務局】

農林水産部の1というのが2になりますので、2カ所訂正を……。

【森委員】

その下の建築都市部も3ですよ。

【溝田委員】

いっぱいありますよ。

【原田委員】

3だ。2が3やね。

【森委員】

その次が3ですかね。

【事務局】

すみません、県土整備部が3で、15の下が2、2、3の並びになります。

【岡本会長】

では、そういうことです。

【櫻井委員】

この不服申立部会というのは、どこにあるのですかね。

【事務局】

不服申立部会というのは、本会の審議会で第一部会、第二部会というのが決まりました、その第一部会の所掌になります。

【櫻井委員】

何かそこら辺の組織のハイラーキーが分かる図みたいなものがありますかね、どこかに。

【岡本会長】

ハイラーキーというのは実質上ございません。その所属ですね。第一部会であったもので、部会長が会議を主宰して、残りは委員として入りますということで、万が一、部会長に支障がある場合には職務代理者が司会を務めるということで、司会をして、議事進行する者とそれ以外の委員しかございませんので、ハイラーキーは、そういう意味ではございません。

【櫻井委員】

分かりました。そうすると、この不服申立部会は第一部会ですか。

【岡本会長】

第一部会といっているのが、そのまま不服申立部会です。

【櫻井委員】

そうですね。ありがとうございました。

【岡本会長】

第二部会というのが、住基ネット及び番号法部会ということになるかと。

【事務局】

資料9ページの「個人情報保護審議会の運営について」の中に、第一部会に関することを載せています。

【岡本会長】

では、よろしいですかね。

【全委員】

異議なし

【岡本会長】

では、差し当たりここに上がったものは、本日の審議会としては終了です。
その他、何か事務局の方でございますか。

【事務局】

1点ございます。不服申立ての案件がそろそろ上がって来そうです。それで、第一部会、不服申立部会の委員様だけなのですが、7月17日木曜日に第一部会、不服申立部会を予定しております。改めて文書で御通知させていただきたいと思います。7月17日に御出席していただく必要がある委員様は、相本委員、岡本会長、小林委員、竹田委員、原田委員の5名ということになります。

【岡本会長】

これは、やるとしたら10時からですか。

【事務局】

はい、10時からです。

【岡本会長】

私は空いていると思います。

【原田委員】

午後がぶつかっていますね。消防学校に講演に行かなければいけないですね。

【岡本会長】

部会長は大丈夫ですか。

【小林委員】

はい。

【岡本会長】

部会長がいないと始まらない。原田委員が不都合。

【原田委員】

ええ。

【岡本会長】

竹田委員はいかがですか。

【竹田委員】

多分、空いていると思います。木曜日は用事があるのですが、こちらを優先させて。

【岡本会長】

相本委員はいかがでしょうか。

【竹田委員】

大体いつも木曜日になるのですかね、この関係の会議は。

【事務局】

第3木曜日の10時というのが通例となっております。

【竹田委員】

大体年間で平均というか、定例的に、何回会議がありますかね。

【事務局】

不服申立てがあったときに開催になりますので、不服申立てがあれば、それから二、

三カ月は続けてあるのですけれども。

【竹田委員】

では、この会議は最低1回やって、あとは、もしあればそれに応じてあるということですか。

【事務局】

そうですね、そういう形になります。

一つの案件について、大体3回から4回で終わっています。去年は、先ほど御報告したように1回も諮問案件が出ませんでしたので、後半は全く開かれないような状況でした。

【竹田委員】

では、片方をわざわざ変更するほどのこともないですね、回数的には。私の場合ですけど、木曜日は大体予定が入っていますが、それぐらいの回数だったら、どうにかなると思います。

【森委員】

第二部会は、住基ネットのやつとか番号法についてということですが、その辺に新たな動きがあったときに開かれるということですね。

【事務局】

そうですね。番号法に基づく方の第二部会は、まだどういうふうに運営していくかということが詳しく決まっていませんで、国の方の政省令も全部はまだ出ていない状況なので、今から組み立てるのですけれども、年度内には間違いなく何回か開かれるだろうと思っていて、そのときは先生たちの御都合をお聞きしながら予定を組んでいきたいと思っております。

【櫻井委員】

ありがとうございます。

【岡本会長】

この審議会には直接関係ないのですが、行政不服審査法の全面改正があって、国は行政不服審査会を設けるということになっているのですが、地方はどうするのですか、いろいろなやり方がありますということですが、少なくとも県レベルでは必要だろうと思います。案件ごとにその審査会を作っても良いということも書いてありますから分かりませんが、この審議会の不服申立部会、あるいは情報公開審査会あたりとの考えがどうなるのかという問題があります。これは我々が考えることではなく、事務局で考えていただくものですが。

【事務局】

組織的な話なので、どうなるかはまだ決まっておりません。

【岡本会長】

今、まだ法律が審議中ですが、多分通ると思うんです。何年か前に出たときに、当時の総理大臣が急に辞めてしまったので、それからずっと先送りされて現在に至っているのですが、行政不服審査法の改正と行政手続法の一部改正と、それから関係法律の整備に関する法律というのがあって、差し当たり、不服審査会を作ることになりそうということで、私の専門に関わりがあるものですから気になっているのです。

最後、余計なことを申し上げましたが、本当にせっかくお集まりいただいたので、何かこの審議会等に関して御発言があれば、せっかくの機会ですから聞かせていただければと思います。というのを事務局も期待しているのではないかと思います。

何かございませんか。どうなるやら分からないで不安なのだけれどというところなのかもしれませんけれども、それはそれで構いませんが、よろしいですか。

【全委員】

なし

【岡本会長】

では、ほかになければ、本日の会議は以上で終了いたします。どうもお疲れさまでございました。